

【質問2】資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成23年度
（平成22年度実績）

紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙パック 5.紙製容器包装（包装紙,紙袋,菓子箱等）6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.小型金属（鍋など） 14.大型金属				
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	31.P E T 32.白色トレイ 33.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34.その他プラ（プラスチック製容器包装以外）				
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	（財）容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41	14	1, 2, 3, 4, 6, 41	42(モデル事業として、一部地域でステーション回収)		11, 12, 13, 14, 21, 22, 23		24, 31	
銚子市	1, 2, 3, 5, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 33		4, , 32		1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 21, 22, 23, 24		31, 32, 33		
市川市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		4, 31		1, 2, 3, 4, 6, 41		11, 12, 21, 22, 23	24, 31, 32, 33	
船橋市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24		31				11, 12, 13, 21, 22, 23, 24	24, 31	
館山市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33				1, 2, 3, 4, 6	11, 12, 13, 14		22, 23, 24, 31, 32, 33	21
木更津市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		11, 12	22, 23, 24, 31, 32, 33	
松戸市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41	31							
野田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 41	44			22, 23		1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 31, 41	24	
茂原市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
成田市	31		43		43			31	
佐倉市	5, 11, 12, 22, 23, 24, 32, 33	13, 14	31, 43, 45				11, 12, 13, 14, 22, 23, 24, 43, 45	5, 31, 33	
東金市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31		（リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置） 1, 2, 3, 41	（清掃組合で回収） 14	1, 2, 3, 11, 12, 31, 41	13, 14		22, 23, 24	
旭市	1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 5, 41	11, 12, 13, 14		24, 31	21, 22, 23, 32, 33
習志野市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41		32		1, 2, 3, 4, 6, 41	11, 12, 21, 22, 23, 31		24, 32	
柏市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41						1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 41	24, 31, 32, 33	
勝浦市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 44, 51				11, 12, 13, 14, 15, 16, 23, 24, 41, 51	21, 22	31, 32, 33, 34		42, 43, 44
市原市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 41		31		1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 41			22, 23, 24, 31	
流山市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41				1, 2, 3, 4, 6, 41		11, 12, 31	22, 23, 24, 32, 33	34（焼却処分）
八千代市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41		4, 31, 32 （スーパー・公民館等で拠点回収）		1, 2, 3, 4, 5, 6		11, 12, 13, 22, 31	24	21, 23, 32, 41
我孫子市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41, 42, 43, 44, 45				1, 2, 3, 4, 6, 13, 14, 41, 43		11, 12, 21, 22, 23, 31	24, 32, 33	42, 44, 45(乾電池・蛍光管) は、処理を委託
鴨川市	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 41, 45				1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 31	32		22, 23, 24, 31	41, 45

【質問２】資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成23年度
（平成22年度実績）

紙類	1.新聞　2.雑誌　3.段ボール　4.紙パック　5.紙製容器包装（包装紙,紙袋,菓子箱等）6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）					
金属	11.スチール缶　12.アル缶　13.小型金属（鍋など） 14.大型金属					
ガラス	21.生ビン　22.無色ビン　23.茶色ビン　24.その他の色のビン					
ペットボトル・プラスチック	31.ＰＥＴ　32.白色トレイ　33.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装　34.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)					
その他	41.布類　42.生ごみ　43.廃食油　44.剪定枝　45.その他					

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財)容器包装リサイクル協会へ委託	その他
鎌ヶ谷市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41	14				1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 41		24, 31, 32, 33	14
君津市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 41	44			1, 2, 3, 4, 6, 21, 41	11, 12	31, 44	22, 23, 24, 31, 34	
富津市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 33, 41				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		11, 12, 13	22, 23, 24, 31, 33	
浦安市	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31	1, 2, 3, 5, 6	4, 5, 32, 41, 43		21, 41, 43	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 22, 23, 31, 32	4	24	
四街道市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 44			14, 43, 45					
袖ヶ浦市	11, 12, 13, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 51			11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 51, 53	11, 12, 13, 14, 15, 16, 51, 53	21, 22, 32, 33, 34, 41			
八街市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 34	14	43		1, 2, 3, 4, 6, 13, 31, 34	11, 12	21, 22, 23, 24	33	
印西市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		4, 43		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41, 43		11, 12, 21, 22, 23, 24	31, 32, 33	
白井市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41	14	43		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41, 43, 45	13, 14	11, 12	21, 22, 23, 24, 31, 32, 33	
富里市	4, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31		4, 32		4	11, 12		22, 23, 24, 31	13
南房総市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 44, 45	14			1, 2, 3, 11, 12, 13, 14			22, 23, 24, 31	
匝瑳市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 21, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41						1, 2, 3, 11, 12, 13	5, 22, 23, 24, 31, 32, 33	
香取市	1, 2, 3, 6, 21, 22, 23, 24, 31, 41				1, 2, 3, 6, 21, 22, 23, 24, 31, 41	11, 12, 13, 14			
山武市	成東地域 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41 山武・松尾・蓮沼地域 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 51	成東地域 24			成東地域 21, 22, 41 山武・松尾・蓮沼地域 11, 12, 13, 14, 41, 42, 51	成東地域 23, 41 山武・松尾・蓮沼地域 21, 22, 23		成東地域 32, 33, 34 山武・松尾・蓮沼地域 32, 33, 34	
いすみ市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31	14			1, 2, 3, 4, 5, 6, 14, 31		11, 12, 13	22, 23, 24, 31	
酒々井町	11, 12, 13, 22, 23, 24	14, 45(粗大ごみ)	31, 45 (廃蛍光灯・乾電池)		11, 12	13, 14, 22, 23, 24, 45(粗大ごみ)	45(廃蛍光灯・乾電池)	31	
栄町	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 6, 41		11, 12, 22, 23, 24	31, 32, 33	
神崎町	31		1, 2, 3, 4, 41				1, 2, 3, 4, 41	31	
多古町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41				
東庄町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 41			44	1, 2, 3, 4, 5, 6, 13, 41	11, 12	31	22, 23, 24	44
大網白里町	11, 12, 22, 23, 24, 31, 45	14	1, 2, 3, 4, 41, 43, 45		1, 2, 3, 4, 11, 12, 31, 41, 43, 45	13, 14		22, 23, 24	

【質問２】資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成23年度
（平成22年度実績）

【品目コード】

紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等）6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属				
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）				
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	（財）容器包装リサイクル協会へ委託	その他
九十九里町	31	14	1, 2, 3, 4, 45	11, 12, 13, 22, 23, 24 （路線回収）	1, 2, 3, 4, 11, 12, 31	13, 14		22, 23, 24	
芝山町	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 41				1, 2, 3, 4, 31, 32, 41	11, 12, 13		22, 23, 24	
横芝光町	1. 2. 3. 4（光地域のみ 5. 6） 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32 （光地域は32も33へ含める） 41. 42. 43		43. 横芝地域は各集会所 光地域は各小学校		（横芝地域のみ 1, 2, 3, 4, 31, 32, 41） 43	（横芝地域のみ 11, 12, 13）	（光地域のみ 1, 2, 3, 11, 12, 13）		
一宮町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
睦沢町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
長生村	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
白子町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
長柄町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
長南町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
大多喜町	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 43				1, 2, 3, 4, 13, 21, 41, 43	11, 12, 22, 31, 43		24, 33	
御宿町	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41	14, 45			1, 2, 3, 4, 6	11, 12, 13, 14, 31			22, 23, 24, 32, 33, 41, 45
鋸南町	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41	14			1, 2, 3, 4, 13, 14, 21, 41	11, 12		22, 23, 24, 31	

【質問3】 集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 2円/kg (拠点回収団体のみ月500円加算)	新聞 3.7円/kg 雑誌・雑がみ 7.2円/kg 段ボール 5.1円/kg 紙パック 7.2円/kg 布類 12.6円/kg	40,817,240円	95,308,442円
銚子市	有	鉄類・アルミ類・新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・繊維類・ガラスビン・ビンケース 4円/kg	鉄類・アルミ類・新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・繊維類・ガラスビン・ビンケース 2円/kg	1,911,496円	0円
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）・布類・ビン（生ビン、雑ビン）・カン 3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）・布類 3円/kg ビン（雑ビン）・カン 33円/kg	15,972,408円	53,179,350円
船橋市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比較し、不足分を補助する。	62,116,470円	106,206,150円
館山市	無	無	無	0円	0円
木更津市	有	紙類・繊維類・ビン類 3円/kg	紙類・繊維類・ビン類 2円/kg	4,752,147円	3,168,098円
松戸市	有	紙類 2円/kg	紙類 1円/kg	32,902,620円	16,451,310円
		空き缶 2円/kg	空き缶 第1期（4-6月）21.8円/kg 第2期（7-9月）23.3円/kg 第3期（10-12月）23.2円/kg 第4期（1-3月）23.1円/kg	2,275,326円	26,004,499円
		ガラスびん類 2円/kg	ガラスびん類 第1期（4-6月）21.8円/kg 第2期（7-9月）23.3円/kg 第3期（10-12月）23.2円/kg 第4期（1-3月）23.1円/kg	3,555,890円	40,650,432円
		ペットボトル 10円/kg	ペットボトル 62.7円/kg	13,452,200円	84,345,294円
野田市	有	繊維類 3円/kg	繊維類 3円/kg	繊維類： 1,531,530円	繊維類： 1,609,430円
		紙類 3円/kg	新聞・段ボール・紙パック 4.5円/kg	紙類： 15,567,333円	新聞・段ボール・紙パック： 15,285,710円
		金属類 3円/kg	雑紙 4円/kg	金属類： 1,313,220円	雑紙： 8,219,904円
		生びん 3円/kg	金属類 19円/kg	生びん： 289,233円	金属類： 8,739,497円
		雑びん 10円/kg	雑びん 20円/kg	雑びん： 10,376,650円	雑びん： 21,807,933円
		空き缶 18円/kg	空き缶 13円/kg	空き缶： 8,577,990円	空き缶： 6,528,590円
		ペットボトル 5円/kg	ペットボトル 2,500,000円/月	ペットボトル： 1,849,610円	ペットボトル： 31,500,000円
茂原市	有	新聞・雑誌・段ボール・ビン類・アルミ缶・スチール缶 1円/kg	無	4,041,742円	0円
成田市	有	紙類・繊維類・びん類・缶類・金属類・ペットボトル 10円/kg	紙類、繊維類、びん類、缶類、金属類、ペットボトル 10円/kg	24,670,930円	9,868,372円
佐倉市	有	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古繊維・ビン・カン	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古繊維	20,032,029円	13,323,578円
東金市	有	紙類 3円/kg	無	1,374,701円	0円

【質問3】 集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
木更市	有	繊維類 10円/kg	無	1,574,701円	0円
旭市	有	繊維類（布類）・紙類・金属類・瓶類・ペットボトル 5円/kg	無	643,585円	0円
習志野市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・スチール缶・アルミ缶・生ビン・無色ビン・茶色ビン・その他の色のビン・布類 4円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・スチール缶・アルミ缶・生ビン・無色ビン・茶色ビン・その他の色のビン・布類 4円/kg	15,072,020円	15,072,020円
柏市		無	無	0円	0円
勝浦市	無	無	無	0円	0円
市原市	有	金属類・紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）・布類・生きびん・ペットボトル ペットボトルは10円/kg、それ以外4円/kg	金属類・紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）・布類・生きびん・ペットボトル ペットボトル25円/kg、紙類5円/kg。それ以外4円/kg	18,972,658円	24,866,747円
流山市	有	紙類・布類・缶金属類・びん類 8円/kg	紙類・布類 9.8円/kg 缶金属類・びん類 12.8円/kg	66,430,800円	87,593,354円
八千代市	有	新聞・雑誌・ダンボール・古繊維・ビン・缶 4円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・古繊維・ビン・缶 4円/kg	10,123,164円	10,123,164円
我孫子市	無	無		0円	0円
鴨川市	有	繊維類・紙類・金属類・ビン類 1円/kg	無	723,589円	0円
鎌ケ谷市	有	新聞・雑誌・段ボール・布類 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・布類・空き瓶（カレット含む）・金属類（空き缶含む） 8円/kg	4,222,630円	10,386,640円
		空き瓶（カレット含む）・金属類（空き缶含む） 4円/kg		0円	0円
君津市	有	新聞・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・繊維類・鉄くず・生きびん 2円/kg	新聞・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・繊維類・鉄くず・生きびん 1円/kg	1,007,130円	493,053円
富津市	有	新聞紙・雑誌類・段ボール・ウエス・アルミ缶・びん 3円/kg	新聞紙・雑誌類・段ボール・ウエス・アルミ缶・びん 1円/kg	2,491,270円	825,988円
浦安市	有	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・古着・古布・紙製容器包装 7円/kg	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・古着・古布・紙製容器包装 3円/kg	37,013,340円	15,430,110円
四街道市	有	牛乳パック・廃食油 8円/kg	牛乳パック・新聞・雑誌・ダンボール・繊維類・びん類・金属類 4円/kg ペットボトル 70円/kg	6,495,182円	5,007,152円
		新聞・雑誌・ダンボール・繊維類・びん類・金属類 5円/kg			
		ペットボトル 33円/kg			
袖ケ浦市	有	紙類、金属、ガラスビン、ペットボトル、布類、廃食用油 4円/kg	無	10,003,852円	0円
八街市	有	古紙類・スチール缶・アルミ缶・ビン類 5円/kg	無	3,586,590円	0円
印西市	有	紙類・繊維類・ビン類・金属類 6円/kg	紙類・繊維類・ビン類・金属類 2円/kg	12,402,090円	4,134,030円
白井市	有	紙類・布類・瓶類・金属類 5円/kg	紙類・布類・瓶類・金属類 5円/kg	3,359,000円	3,840,477円
富里市	有	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・パッケージペーパー・繊維・アルミ缶・ビン 5円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・パッケージペーパー・繊維・アルミ缶・ビン 3円/kg	4,916,540円	2,965,833円
南房総市	無	無	無	0円	0円

【質問3】 集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
匝瑳市	有	繊維類・紙類・金属類及びビン類 5円以内/kg (会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円)	無	1,080,250円	0円
香取市	有	紙類・繊維類 3円/kg	無	4,074,054円	0円
山武市	有	紙類・繊維類・缶類・ペットボトル・白色トレイ 3円/kg	無	紙類 2,260,647円 繊維類 92,205円 缶類 88,065円 ペットボトル 14,607円 白色トレイ 0円	0円
いすみ市	無	無	無	0円	0円
酒々井町	有	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ビン・金属・古繊維 3円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ビン・金属・古繊維 2円/kg	2,548,512円	1,699,008円
栄町	有	紙類・繊維類・金属類 3円/kg	紙類・繊維類・金属類 4円/kg	2,726,496円	3,635,328円
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 3円/kg	無	532,105円	0円
多古町	無	無	無	0円	0円
東庄町	無	無	無	0円	0円
大網白里町	有	紙類・繊維類・ビン類・金属類・アルミ缶 5円/kg	無	紙類：4,930,850円 繊維類：6,800円 ビン類＝45,380円 金属類＝24,465円 アルミ缶＝78,825円	0円
九十九里町	有	紙類・繊維類・カン・ビン 3円/kg	無	0円	0円
芝山町	有	3円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・衣類・ビール瓶・一升瓶・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶	277,986円	0円
横芝光町	有	紙類・繊維類・アルミ類 3円/kg	無	0円	0円
一宮町	無	無	無	0円	0円
睦沢町	無	無	無	0円	0円
長生村	無	無	無	0円	0円
白子町	無	無	無	0円	0円
長柄町	無	無	無	0円	0円
長南町	無	無	無	0円	0円
大多喜町	無	無	無	0円	0円
御宿町	有	カン・ビン・古紙等資源物 約3円/kg（上限30万円）	無	298,865円	0円
鋸南町	無	無	無	0円	0円

【質問４】 集団回収の実施団体数等について記入してください。

市町村名	小学校等によるＰＴＡ等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	備考（団体の概略）	実施団体数	回収量（kg）
千葉市	88	4,093	360	7,545	186	3,392	158	3,527	老人会 婦人会	792	18,557
銚子市	8	51,082	29	242,744	17	110,516	6	80,652	任意有志団体	60	484,994
市川市	29	776,694	72	1,770,290	51	926,188	113	1,850,964	高齢者クラブ 婦人会 その他	265	5,324,136
船橋市			31	20,705,490						31	20,705,490
館山市										0	0
木更津市	17	558,052	16	324,209	24	531,257	8	170,531	老人会 婦人団体など	65	1,584,049
松戸市	30	439,270	237	15,973,622	41	1,552,275	167	2,746,971	老人会 婦人会 管理組合 社宅・寮など	475	20,712,138
野田市	5	11,090	352	8,055,500	2	47,217	2	4,107	老人クラブ 専門学校寮	361	8,117,914
茂原市	27	95,692	231	5,003,313	3	25,572	22	75,090	長寿会 婦人会	283	5,199,667
成田市	37	961,824	93	1,060,842	41	444,427				171	2,467,093
佐倉市	13	611,853	53	1,435,662	111	3,986,796	38	643,032	婦人会 同好会等	215	6,677,343
東金市	17	209,266	4	37,312	6	122,640	5	72,421	体育協会 長寿会等	32	441,639
旭市	3	14,192	8	29,185	2	5,860	14	79,480	老人クラブ スポーツ少年団	27	128,717
習志野市	42	654,347	76	2,493,880	15	619,778				133	3,768,005
柏市										0	0
勝浦市	10	185,603	0	0	0	0	0	0		10	185,603
市原市	80	1,583,633	74	1,334,075	74	751,283	55	896,650	老人会 婦人会 サークル 福祉施設 会社の寮等	283	4,565,641
流山市	17	405,990	155	7,049,500	8	220,450	51	806,240	老人会(15) 婦人会(1) 少年野球チーム(1) 公共施設(34)	231	8,482,180
八千代市	19	1,108,800	28	675,707	10	199,820	23	546,464	管理組合 保護者会 各種団体	80	2,530,791
我孫子市										0	0
鴨川市	16	496,000	5	31,000	19	123,000	9	73,000		49	723,000
鎌ヶ谷市	9	1,298,330								9	1,298,330
君津市	13	399,687	3	6,312	4	16,066	9	81,500	サークル 放課後児童クラブ	29	503,565
富津市	13	633,544	2	95,610	8	101,269				23	830,423
浦安市	10	173,460	66	4,160,260	21	559,630	22	394,270	管理組合等	119	5,287,620

【質問４】 集団回収の実施団体数等について記入してください。

市町村名	小学校等によるＰＴＡ等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	実施団体数	回収量（kg）	備考（団体の概略）	実施団体数	回収量（kg）
四街道市	7	41,328	8	203,494	30	558,250	34	454,350	シニアクラブ ＮＰＯ 学校	79	1,257,422
袖ヶ浦市	4	319,160	113	1,777,006	7	30,839	5	373,958	老人クラブ 婦人会等	129	2,500,963
八街市	11	165,592	34	251,832	10	62,023	10	237,871	環境ボランティア 老人クラブ等	65	717,318
印西市	35	914,376	29	610,862	27	352,125	18	189,652	婦人会 老人クラブ等	109	2,067,015
白井市	13	327,250	14	251,240	4	52,370	1	40,940	サークル等	32	671,800
富里市	18	98,838	37	254,376	29	534,697	14	95,397	老人クラブ スポーツ団体	98	983,308
南房総市										0	0
匝瑳市	9	153,390	2	19,710	5	23,480	4	38,470	エコクラブ ＮＰＯ法人WITH 平和リサイクル考える会 さつき会	20	235,050
香取市	27	1,092,808	10	61,907	7	52,750	5	150,553	老人クラブ	49	1,358,018
山武市	18	366,983	27	141,732	20	200,276	13	109,517		78	818,508
いすみ市										0	0
酒々井町	3	9,469	26	229,177	17	390,458	21	220,400	老人クラブ 婦人会等	67	849,504
栄町	10	59,683	11	709,079	10	106,750	3	33,320		34	908,832
神崎町	2	97,298	1	2,650	1	6,473				4	106,421
多古町	2	0					1	0	アルミ缶で車椅子を贈ろう 会	3	0
東庄町										0	0
大網白里町	13	399,665	26	504,064	3	42,900	9	70,635	ボランティア：4団体 老人会：5団体	51	1,017,264
九十九里町	2	16,000	1	2,000	6	49,000				9	67,000
芝山町	2	65,822			1	26,840				3	92,662
横芝光町	9	122,245					1	3,380	スポーツ少年団	10	125,625
一宮町										0	0
睦沢町										0	0
長生村										0	0
白子町										0	0
長柄町										0	0
長南町										0	0
大多喜町										0	0
御宿町	1	4,250	4	88,138	1	22,560				6	114,948
鋸南町										0	0
計	689	14,926,659	2,238	75,599,325	821	12,859,227	841	10,543,342		4,589	113,928,553

【質問 5】 集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係について、該当するものをア～ウの中から選んでください。

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。

（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（具体的内容を記入してください。）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	ア	
市川市	ア	
船橋市	ウ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市		
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が野田市再資源化事業協同組合に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを広域組合及び市が回収し、回収量に応じて市が報償金を交付する
成田市	イ	
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市		
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市		
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	イ	
八街市	ア	

【質問 5】 集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係について、該当するものをア～ウの中から選んでください。

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。

（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（具体的内容を記入してください。）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市		
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	ア	
東庄町		
大網白里町	ア	
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町		
睦沢町	ア	
長生村		
白子町		
長柄町		
長南町	ア	
大多喜町		
御宿町	ア	
鋸南町		

【質問 6】ポイ捨て禁止条例の制定状況等について

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等	
				有無	件数
千葉市	有	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱に関する条例	有	無	
銚子市	無		無	無	
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	無	
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無	
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無	無	
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱等の防止等に関する条例	有	無	
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	10
野田市	有	野田市環境美化条例	無	無	
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無	
成田市	有	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	無	
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	
旭市	有	旭市環境美化推進に関する条例	有	無	
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	無	
柏市	有	柏市ぼい捨て等防止条例	有	有	513
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無	
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有	無	
八千代市	有	「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」	有	無	
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	無	
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	有	無	
鎌ケ谷市	有	鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無	無	
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無	
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無	
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	無	
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	
袖ケ浦市	有	袖ケ浦市まちをきれいにする条例	有	無	
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無	

【質問 6】ポイ捨て禁止条例の制定状況等について

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等	
				有無	件数
印西市	有	歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	有	185
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無	
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	無	
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	
香取市	有	香取市環境美化条例	無	無	
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例第52条（空き缶等の投げ捨ての禁止）	有	無	
酒々井町	無		無	無	
栄町	無		無	無	
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無	
多古町	有	多古町空き缶等散乱防止に関する条例	無	無	
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無	
大網白里町	無		無	無	
九十九里町	無		無	無	
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無	
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	
一宮町	無		無	無	
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	
長生村	無		無	無	
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無	無	
長柄町	無		無	無	
長南町	無		無	無	
大多喜町	無		無	無	
御宿町	有	御宿町のきれいな海岸環境を守る条例	有	有	
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無	

制定日
平成22年12月21日
平成15年9月22日
平成16年3月31日
平成10年3月31日
平成8年3月29日
平成15年12月19日
平成9年3月31日
平成12年6月29日
平成8年12月27日
平成15年3月14日
平成12年12月27日
平成17年7月1日
平成14年12月27日
平成9年3月28日
平成14年9月26日
平成9年3月18日
平成14年6月28日
平成10年3月25日
平成9年6月26日
平成17年2月11日
平成17年9月30日
平成9年3月31日
平成9年3月27日
平成9年3月31日
平成11年3月30日
平成9年3月28日
平成10年6月29日

制定日
平成20年1月15日
平成14年9月24日
平成12年3月27日
平成18年3月20日
平成18年1月23日
平成18年3月27日
平成18年3月27日
平成17年12月5日
平成13年12月18日
平成12年12月20日
平成10年3月12日
平成13年6月18日
平成19年3月15日
平成10年6月26日
平成8年6月14日
平成6年9月27日
平成6年12月8日

【質問 7】 一般廃棄物等の不法投棄の状況等について

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
千葉市	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計
銚子市	64	2	0	0	64	2	64	2	0	0	0	0
市川市	3,753	861	0	0	3,753	861	3,753	861	0	0	0	0
船橋市	1,424	157	0	0	1,424	157	1,424	157	0	0	0	0
館山市	398	7	56	5	454	12	389	12	0	0	65	1
木更津市	32	16	4	8	36	24	36	24	0	0	0	0
松戸市	307	67	0	0	307	67	307	67	0	0	0	0
野田市	0	0	1,857	141	1,857	141	1,857	141	0	0	0	0
茂原市	254	19	0	0	254	19	254	19	0	0	0	0
成田市	527	18	0	0	527	18	527	18	0	0	0	0
佐倉市	889	70	0	0	889	70	889	70	0	0	0	0
東金市	0	0	524	40	524	40	524	40	0	0	0	0
旭市	175	28	0	0	175	28	175	28	0	0	0	0
習志野市	312	5	0	0	312	5	312	5	0	0	0	0
柏市	0	0	519	30	519	30	519	30	0	0	0	0
勝浦市	102	3	9	3	111	6	109	4	0	0	2	2
市原市	1,787				1,787		1,707		0	0	80	
流山市	0	0	640	63	640	63	640	63	0	0	0	0
八千代市	194	0	8	0	202	0	163	26	0	0	0	0
我孫子市	241	22	0	0	241	22	241	22	0	0	0	0
鴨川市	44	22	1	1	45	23	40	20	2	1	2	1
鎌ヶ谷市	717	66	0	0	717	66	717	66	0	0	0	0
君津市	87	不明	20	不明	107	不明	93	不明	0	0	14	不明
富津市	187	20	0	0	187	20	187	20	0	0	0	0
浦安市	369	0	0	0	369	0	369	0	0	0	0	0
四街道市	56	7	6	19	62	26	62	26	0	0	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八街市	430	102	0	0	430	102	430	102	0	0	0	0
印西市	201	128	27	17	228	145	175	138	0	0	53	7
白井市	690	47	0	0	690	47	690	47	0	0	0	0
富里市	45	2	5	1	50	3	50	3	0	0	0	0
南房総市	97	7	0	0	97	7	97	7	0	0	0	0
匝瑳市	88	20	9	3	97	23	97	23	0	0	0	0
香取市	227	27	30	4	257	31	91	11	0	0	166	20
山武市	425	1	14	1	439	2	439	2	0	0	0	0

【質問 7】 一般廃棄物等の不法投棄の状況等について

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
いすみ市	785	49	31	1	816	50	816	50	0	0	0	0
酒々井町	49	7	0	0	49	7	45	7	0	0	0	0
栄町	12	3	0	0	12	3	12	3	0	0	0	0
神崎町	7	1	2	6	9	7	8	1	0	0	1	6
多古町	52	1	8	1	60	1	78	1	2	0	0	0
東庄町	24	1	1	5	25	6	25	6	0	0	0	0
大網白里町	189	2	28	1	217	3	217	3	0	0	0	0
九十九里町	120	10	10	1	130	11	130	11	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	41	30	41	30	40	30	0	0	1	1
一宮町	48	24	0	0	48	24	48	24	0	0	0	0
睦沢町	39	4	5	1	44	5	44	5	0	0	0	0
長生村	20	12	2	2	22	14	22	14	0	0	0	0
白子町	19	1	6	4	25	5	19	1	6	4	0	0
長柄町	44	2	14	1	58	3	44	2	14	1	0	0
長南町	6	1	2	1	8	2	8	2	0	0	0	0
大多喜町	49	2	0	0	49	2	49	2	0	0	0	0
御宿町	37	7	0	0	37	7	37	7	0	0	0	0
鋸南町	15	1	0	0	15	1	15	1	0	0	0	0
計	15, 637	1, 850	3, 879	389	19, 516	2, 240	19, 084	2, 222	24	6	384	38

※量は推計値を含む。

【質問 8】 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その場所を記載してください。）

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○			○	○								
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路		
船橋市	○	○	○	○			○	○					
館山市	○			○	○	○	○	○	ごみステーション				
木更津市	○	○	○	○	○		○	○					
松戸市	○			○	○				市管理地				
野田市	○	○	○	○			○	○	公園				
茂原市	○	○		○	○		○	○					
成田市				○					集積所				
佐倉市	○	○	○	○			○	○					
東金市				○	○								
旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	公園	農業用水路	ごみステーション		
習志野市				○				○	集積所	公園			
柏市	○	○		○	○			○	ごみ集積所				
勝浦市	○	○		○		○	○	○					
市原市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
流山市	○	○	○	○	○		○	○					
八千代市	○	○		○	○			○					
我孫子市	○	○		○	○		○						
鴨川市	○	○		○	○	○	○	○					
鎌ヶ谷市	○	○		○	○			○					
君津市	○			○	○			○					
富津市	○	○		○	○	○							
浦安市				○	○		○	○					
四街道市	○	○		○	○		○	○					
袖ヶ浦市	○	○		○			○	○					
八街市	○	○		○			○	○	ごみ集積所				
印西市	○			○									
白井市				○					集積所	公共施設			
富里市	○	○		○			○	○					
南房総市	○			○				○					
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション				

【質問 8】 一般廃棄物等の主な不法投棄場所等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その場所を記載してください。）

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
香取市	○	○	○	○	○		○	○	JR高架下	ごみステーション			
山武市	○	○		○	○		○	○					
いすみ市				○	○	○			集積所	公園			
酒々井町	○		○	○				○	集積所				
栄町	○	○		○				○					
神崎町	○	○		○	○								
多古町	○	○		○	○		○	○					
東庄町	○	○	○	○				○	河川敷	公共用地			
大網白里町				○	○	○			集積所	水路			
九十九里町		○		○	○			○	集積場				
芝山町	○			○									
横芝光町	○	○		○	○	○		○					
一宮町	○	○		○	○	○	○	○					
睦沢町	○	○		○	○			○					
長生村	○	○		○		○	○		ごみ集積所				
白子町	○	○		○	○	○		○					
長柄町	○	○		○	○			○					
長南町	○	○		○	○			○					
大多喜町	○	○		○	○		○						
御宿町	○			○									
鋸南町	○	○		○	○	○	○	○	林道際	集積所			

【質問 9】 不法投棄されたごみの種類等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その種類を記載してください。）

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 （4 品目）	家電品 （その他）	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○	○	○	○		○						
市川市	○	○	○	○	○	○		未分別家庭ごみ	消火器	バッテリー		
船橋市	○	○	○	○	○	○						
館山市	○	○	○	○	○	○	○	建築廃材	可燃	パソコン	ビニール類	
木更津市	○	○	○	○	○	○	○	家庭ごみ				
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	未分別ごみ	事業ごみ			
野田市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ				
茂原市	○	○	○	○		○						
成田市	○	○	○	○		○						
佐倉市	○	○	○	○	○	○						
東金市	○	○	○	○	○	○	○	家庭ごみ				
旭市	○	○	○	○	○	○	○	生活系ごみ	缶・ビン類	雑誌類	衣類	
習志野市	○	○	○			○						
柏市	○	○	○	○	○	○	○	布団	消火器	建築廃材		
勝浦市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	本・雑誌			
市原市	○	○	○	○	○	○	○	可燃物一般	不燃物一般	建築廃材	雑誌・新聞	
流山市	○	○	○	○	○	○		建築廃材	バッテリー	布団	消火器	ガスレンジ
八千代市	○	○	○	○	○	○		建築廃材	コンクリート殻	便器	石膏ボード	車両部品
我孫子市	○	○	○	○	○	○		畳	ストーブ	コンクリがら	瓦	
鴨川市	○	○	○	○	○	○						
鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○						
君津市	○	○	○	○	○	○	○					
富津市	○	○	○	○		○		家庭ごみ	家具・布団類			
浦安市	○	○	○	○	○	○						
四街道市	○	○	○	○	○	○						
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○					
八街市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ				
印西市	○	○	○	○	○	○		コンクリートガラ	家庭ごみ			
白井市	○	○	○	○	○	○		マットレス	消火器	バッテリー		
富里市	○	○	○	○		○		可燃ごみ	ペットボトル	缶		
南房総市	○			○		○						
匝瑳市	○	○	○	○		○		生活系ごみ	缶・ビン類	消火器		
香取市	○	○	○	○		○						
山武市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ				
いすみ市	○	○	○	○		○		ソファ	ストーブ	ビデオデッキ		
酒々井町	○	○	○	○		○		カン	ビン	コンビニ袋	弁当容器	雑誌

【質問 9】 不法投棄されたごみの種類等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その種類を記載してください。）

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 （4 品目）	家電品 （その他）	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
栄町	○	○	○	○								
神崎町	○	○		○				○				
多古町	○	○	○	○		○						
東庄町	○			○	○	○		家庭ごみ	建築廃材	野菜くず	車のガラス	布団類
大網白里町	○	○	○	○		○		家庭ごみ	廃材			
九十九里町	○	○	○	○		○		家庭ごみ				
芝山町	○	○	○	○	○	○		衣類	他市町のごみ	建築廃材		
横芝光町	○	○	○	○	○	○						
一宮町	○	○	○	○		○						
睦沢町	○	○	○	○			○	空き缶・ビン				
長生村	○	○	○	○		○						
白子町	○	○	○	○		○						
長柄町	○	○	○	○		○	○					
長南町	○	○	○	○		○						
大多喜町	○	○	○	○	○							
御宿町	○	○	○	○		○		可燃ごみ	ガラス屑			
鋸南町	○		○	○				廃材	消火器	バッテリー	家庭ごみ	塗料缶

【質問10】 不法投棄対策に係る条例や要綱等について

市町村名	条例名	内容
千葉市	なし	
銚子市	なし	
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条） 廃棄物の投棄の禁止・市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱 木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	不法投棄監視員を設置することにより不法投棄の現状を把握し、不法投棄を未然に防止する。 監視カメラを設置することにより不法投棄を未然に防止する。
松戸市	なし	
野田市	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることにより、市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。
成田市	なし	
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 東金市不法投棄監視員設置要綱	投棄行為の禁止、自転車放置の禁止
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにし、不法投棄者への勧告その他必要な事項を定めることにより、環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図る。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類、廃品類等の投棄行為及び自転車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔保持、空地等の管理
市原市	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 市原市一般廃棄物処理手数料減免等の運用に関する基準 市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	・投棄の禁止（第7条）、清潔の保持（第8条）、土地の管理（第10条）、手数料の減免（第29条） ・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第29条に規定する手数料の減免に関する「その他特別な理由」に該当するものを定めたもの。不法投棄ごみについて、不法投棄されたものと判断出来る場合、粗大ごみ等の処理手数料を減免する。 ・廃棄物の不法投棄が多発する地域において、生活環境の保全を図るために住民自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 ・市内各地に住民からなる監視委員を配置し、不法投棄の監視及び報告を行うことで、不法投棄の防止や早期発見による快適な生活環境の保全を目的とする。任期は1年、定数は35人。
流山市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 流山市クリーン作戦実施要綱	・空き缶等のポイ捨てを防止する（流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例） ・生活環境の美化運動事業を推進する（流山市クリーン作戦実施要綱）
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入調査、原状回復命令及び罰金、通報者への報償
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第39条投棄の禁止等）	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。
君津市	君津市環境監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、燃焼行為等を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。不法投棄等の未然防止と現状を的確に把握するための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物の現状を的確に把握するため
浦安市	なし	
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市内における土砂等の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄に関する監視及び市への通報、防止施策等に関する意見の提出、防止施策に協力する
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	不法投棄の現状把握
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。

市町村名	条例名	内容
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市不法投棄監視員設置要綱	市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 山武市不法投棄監視員設置要綱 山武市環境監視員設置規則	・山武市では不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄を未然に防止し市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 ・廃棄物の不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全するため環境監視員を設置する。
いすみ市	いすみ市環境保全条例	第50条（不法投棄の禁止）何人も、公共の場所、山林及び空き地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄等監視員設置要綱	不法投棄等監視員を設置し、廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し快適な生活環境の保全を目的とし監視員職務を明記
栄町	なし	
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定める
東庄町	東庄町不法投棄監視員設置要綱 東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	不法投棄を未然に防ぐ。 不燃物置場、リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区（以下「実施区」という。）に補助金を交付する。
大網白里町	大網白里町廃棄物等不法投棄監視委員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止
九十九里町	九十九里町環境指導員設置要綱	廃棄物の不法投棄及び自然破壊行為等を未然に防止するとともに環境の保全、美化を推進するため
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	14名の監視員が担当区域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的とし、不法投棄監視員を設置する
一宮町	一宮町不法投棄監視員制度設置要綱	監視員5名、任期2年。不法投棄を町に通報する。状況を町に提供する。
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	監視員16名、任期2年。不法投棄を町に通報する。状況を町に提供する。
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	村内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、長生村不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止、早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止及び早期発見
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄監視員により町内の巡回及びパトロール
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	町内における、ごみ、残土等の不法投棄の防止、発見及び通報
御宿町	なし	
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例 鋸南町不法投棄監視員設置要綱	空き缶等の散乱防止・不法投棄を未然に防止

【質問12】一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について			
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無
千葉市	有	パトロール等	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有
銚子市	新聞紙	看板設置、パトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年6月30日	無
市川市	新聞紙、雑誌	パトロール	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	平成15年12月10日	有
船橋市	新聞	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年7月1日	有
館山市	無		無			
木更津市	新聞紙	パトロールの実施	無			
松戸市	紙類	「資源ごみ等持ち去り厳禁」プレート看板の設置	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成17年4月1日	有
野田市	新聞紙	廃棄物減量等推進員に対して注意を喚起する文書を送付する。 警察へ通報するよう指導する。	無			
茂原市	新聞紙	早朝パトロールの実施	無	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（市独自の条例はありません。）	平成22年2月16日	有
成田市	ビン・カン類など	集団回収の回収時には、その団体の方に立ち会いをお願いしている。 通常の収集については、ビン・カン類などの抜き取り行為と思われる事象があるが、正確には把握していない。	無			
佐倉市	無		無			
東金市	無		無			
旭市	古紙(新聞紙・雑誌)	パトロール及び広報・ホームページによる周知。	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無

【質問12】 一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について			
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無
習志野市	新聞・チラシ	パトロール、警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成21年10月1日	有
柏市	新聞紙、雑誌、ダンボール、自転車、衣類、金属類	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導、警告	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成17年3月28日（改正） 平成17年7月1日（施行）	有
勝浦市	空き缶類	職員による口頭での注意	有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成19年12月25日	無
市原市	新聞紙・不燃物	職員の巡回パトロール、資源物の持ち去り禁止ステッカーの貼付等により啓発	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	平成21年7月1日	有
流山市	新聞紙・紙類・缶類	広報紙によるPR、持ち去り禁止の看板（ステッカー）、持ち去り防止のパトロール	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成20年12月26日	有
八千代市	新聞紙、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶	1. 早朝パトロール 2. ごみ集積場所看板に警告シールの貼付	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成21年6月26日	有
我孫子市	新聞、雑誌、衣類、段ボール、金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	昭和55年9月30日	有
鴨川市	無		無			
鎌ヶ谷市	紙類	回収日に、地区を巡回している。	無			

【質問12】 一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について			
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無
君津市	無	通報等に基づき、随時パトロールを実施	無			
富津市	無		無			
浦安市	新聞紙・雑誌・段ボール	パトロール、ホームページ・パンフレットによる排出時間のお知らせ	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有
四街道市	紙類、金属類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年4月1日	無
袖ヶ浦市	スチール缶 アルミ缶	収集業者、自治会との連携及びパトロール	無			
八街市	古紙類	抜き取り禁止条例の制定及び監視パトロール	有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年7月1日	有
印西市	新聞紙	通報のあった地区を重点的にパトロールを実施した	有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年12月21日	無
白井市	無	パトロールの実施	無			
富里市	無	張り紙、パトロール	無			
南房総市	無		無			
匝瑳市	無		無			
香取市	無		無			
山武市	無		有	山武郡市環境衛生組合持去防止要綱	平成19年10月25日	無
いすみ市	アルミ缶		無			
酒々井町	無		無			
栄町	無		無			
神崎町	無		無			
多古町	無		無			
東庄町	無		無			
大網白里町	無		無			

【質問12】 一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について			
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無
九十九里町	カン	パトロールの実施	無			
芝山町	無		無			
横芝光町	衣類	パトロール	無			
一宮町	新聞紙	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有
睦沢町	無		有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有
長生村	新聞紙	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成22年度条例第1号）」	平成22年2月16日	有
白子町	新聞紙	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有
長柄町	新聞紙	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有
長南町	新聞紙	早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有
大多喜町	無		無			

【質問12】 一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について			
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無
御宿町	無		無			
鋸南町	無		無			

罰則の内容
20万円以下の罰金
5万円以下の過料
事実の公表
5万円以下の過料
20万円以下の罰金

罰則の内容
20万円以下の罰金
20万円以下の罰金
20万円以下の罰金
20万円以下の罰金
5万円以下の過料
20万円以下の罰金

[illegible]

罰則の内容

【質問14】 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況について

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
千葉市	家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。 ○利用手順 (1) 情報の登録 「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込む。 また、「電子申請サービス」 (http://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/navi/govTop.do?govCode=12100) においても申込み可能。 (2) 情報の掲示 情報はカードに記入され、区役所ロビーに3ヵ月間掲示。 (3) 直接交渉 リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話し合いで決める。 (4) 交渉成立後 交渉成立後は、必ず登録を行った区役所の地域振興課へ連絡する。 ※市リサイクルホームページ (http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-recorner.html) にて情報掲載。
銚子市	なし
市川市	家庭で不用品のある方、譲って欲しいものがある方のために、不用品交換情報コーナー（掲示板）をリサイクルプラザ、本庁舎、行徳支所、大柏出張所の4ヶ所に設置し、情報を提供している。（有料、無料いずれも可）
船橋市	なし
館山市	なし
木更津市	なし
松戸市	なし
野田市	のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載（不用品の再利用。希望者は直接提供者と交渉する。） http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html
茂原市	なし
成田市	市民からの不用品情報を台帳に登載後、広報なりたの不用品情報コーナーに「譲ります、探しています。」へ掲載。受け渡しについては、直接連絡のうえ決定。 本市の施設に搬入された自転車については、部品等の交換・整備を行い、また市民からの依頼などにより引取りしたリサイクル可能な家具については、汚れを落とすなどの補修を行う。これらの再生品は、月1回希望者に抽選のうえ決定。
佐倉市	佐倉市消費生活センターで実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲って下さい」の申請用紙に記入、提出していただくと市の広報紙へ掲載し、実際に問い合わせがあった場合には申請者宅の電話番号を教え、交渉は当事者間で行ってもらうシステムとなっている。
東金市	http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/rkeiji.html

【質問14】 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況について

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
旭市	旭市リサイクル情報提供事業 (H20.4.1から実施) 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申込みがあったら、「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。
習志野市	http://www.city.narashino.chiba.jp/kurashi/gomi/recycleplaza/yuzuru_yuzutte.html
柏市	「不用品交換広場」柏市リサイクルプラザリボン館に直接申込みし、「提供したい人」と「提供を受けたい人」が、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。
勝浦市	市民等において不用となった生活関連物資の受け渡し等について、不用品の提供希望者と譲受希望者はそれぞれ市に申し出て登録を行い、その情報は市のホームページ・広報誌・市役所や公共施設における提示を通じて市民へと提供される。 http://www.city.katsuura.chiba.jp/gomi/08.html
市原市	消費生活センター・不用品情報交換 ・家庭で必要としなくなった家具や電気器具、子供用品などの不用品を「あげます」「譲りたい」「譲ってほしい」人のために受付し、不用品情報を紹介する機会を設け、資源の擁護と有効利用を図り、消費生活の合理化を推進している。 http://www.city.ichihara.lg.jp/070keizai/syouhi/p_e_62.html (不用品情報交換)
流山市	なし
八千代市	月2回発行する広報紙(1月1日号を除く)において、不用品の出品に関する情報を掲載し、その記事を見て、掲載された品物が欲しいと申し出た人に出品者の連絡先等を教えて、当人同士で譲渡の交渉をする。 URL: http://www.city.yachiyo.chiba.jp/siyakusyo/seikatu/recycle_guide.html
我孫子市	市の広報誌やHPに情報を掲載 ・フリーマーケットの開催(ふれあい工房で年2回、クリーンセンターのイベントで年1回) http://www.city.abiko.chiba.jp/events/index.cfm/dispatch.21.66529.0-.html ・粗大ごみ(家具類)の修理、販売、各種リサイクル教室の開催 ・不用品情報の掲示(ふれあい工房の掲示版と「広報あびこ」) http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/21,0,41,740,html
鴨川市	不用品のある者は、不用品の品目を市の広報紙に掲載し、必要とする者との橋渡しをしている
鎌ケ谷市	市民から、譲りたいもの、希望するものを、市の広報誌に「リサイクル情報」として掲載する。紙面に、お互いの名前と、電話番号を掲載する。それを見て、提供・希望した人が連絡を取り合う。交渉が成立した場合は、クリーン推進課に報告する。
君津市	【リサイクル情報交換コーナー】市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館(8館)に最長6ヶ月間掲示する。リサイクル品の交換、売買は当事者間で行う。食料品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。
富津市	なし
浦安市	http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu2305.html

【質問14】 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況について

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
四街道市	(斡旋) 譲りたい人と欲しい人をそれぞれ受理し、リストを作成して条件のあった人に紹介する。なお、品物は当事者間の話し合いによって決めることとしている。 (掲示等) 市役所ロビーに掲示するとともに、毎月15日号市政だよりに掲載している。
袖ヶ浦市	譲渡・譲受希望者からの申請を受け、不用品及び希望品をホームページ等に掲載する。 用品の提供希望者からの連絡があれば、申請者の連絡先を教える。 取引については個人にて実施し、結果を市に報告する。 http://www.city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/fuyouhin.html
八街市	不要品情報を市広報に掲載し、情報を提供している。(商工課)
印西市	リサイクル情報広場「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいたものを市広報、ホームページ、及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は当事者双方で行っていただいております。 当該品物についても市では預かっていない。 (http://www.city.inzai.jp/www/contents/1107149233484/index.html)
白井市	http://city.shiroi.chiba.jp/
富里市	なし
南房総市	なし
匝瑳市	市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ： http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,1132,84,html
香取市	市役所庁舎内にリサイクル情報コーナーを設置し、市民間での不用品再利用についての情報提供をしている。
山武市	成東保健センター1階市民交流サロン及びさんぶの森交流センターあららぎ館市民交流サロン内にリサイクル情報コーナー（もったいない掲示板）を設置。 http://www.city.sammu.lg.jp/section/soumu/katsudoshien/news/mottainai/mottainai.html
いすみ市	なし
酒々井町	なし
栄町	なし
神崎町	なし
多古町	なし
東庄町	なし
大網白里町	「譲ります・求めます」の申請書に記入していもらう。掲示板に3週間貼りだし、その間に連絡のなかった方は、希望者がいなかったものとして登録を抹消する。品物は各家庭で保管して頂き、受理方法や受理後の品物の欠陥、故障及び事故等については、双方の相談により決めてもらう。品物の引き渡しが終わった後は、譲った方に生活環境課まで連絡をもらう。
九十九里町	なし
芝山町	なし
横芝光町	なし
一宮町	なし

【質問14】 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況について

市町村名	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)
睦沢町	なし
長生村	なし
白子町	なし
長柄町	なし
長南町	なし
大多喜町	なし
御宿町	http://www.town.onjuku.chiba.jp/kensetsukankyouka/kankyou/agedasu/agedasu.htm
鋸南町	なし

【質問15】 ゴミ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ゴミを除く生活系可燃ゴミ（収集ゴミ））

※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
千葉市			○		
銚子市		○ 30円/45ℓ 20円/30ℓ 15円/20ℓ			
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		○ 500円/45L・10枚 300円/30L・10枚 200円/10L・10枚			
木更津市		○ 45円/45L 30円/30L 20円/20L			
松戸市				○	※可燃ごみのみ紙袋にて収集（～H22）
野田市					超過量制：年間１３０枚分のごみ袋は無料。それ以上は有料。 （ごみ処理経費の半分を袋の値段に設定している。）
茂原市		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
成田市			○		
佐倉市			○		

【質問15】 ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））

※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
東金市		○ 35円／45ℓ 25円／30ℓ 15円／20ℓ			
旭市		○ 可燃ごみ(大) (45円 /30L) 可燃ごみ(小) (25円 /15L)			
習志野市			○		
柏市			○		
勝浦市		○			40 ^{リットル} 袋：処理量40円＋袋代 30 ^{リットル} 袋：処理量30円＋袋代 20 ^{リットル} 袋：処理量20円＋袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○ 8.5円／10ℓ 12円／20ℓ 18円／30ℓ 24円／40ℓ			
我孫子市				○	
鴨川市		○ 50円／45ℓ 20円／20ℓ			左記価格は、処理手数料であり、袋代については、各製造メーカーにて設定し販売している（平均価格 120円／10枚）
鎌ヶ谷市			○ 燃やすごみ・プラスチック製容器包装類	○ 資源になるもの・燃やさないごみ・ペットボトル	

【質問15】 ゴミ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ゴミを除く生活系可燃ゴミ（収集ゴミ））

※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
君津市					超過量有料制 年間で可燃ごみ用袋90枚、不燃ごみ用袋20枚の無料引換え券を交付し、不足する分は購入してもらう。無料引換できる可燃ごみ用袋の容量は、単身世帯が小袋（20ℓ）、2～4人世帯が中袋（30ℓ）、5人以上世帯が大袋（40ℓ）とする。1袋（10枚）当たりの販売価格は小袋が900円、中袋が1,350円、大袋が1,800円とする。廃棄物の排出抑制、再利用等により引換券が余った場合には、報奨品との交換を行う。
富津市		○			
浦安市			○		
四街道市			○		
袖ヶ浦市		○ 20ℓ 11円／枚 30ℓ 13円／枚 40ℓ 16円／枚			
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○	○	
富里市			○		
南房総市		○ 50円/45L 40円/30L 30円/20L 15円/10L			

【質問15】 ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））
 ※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
匝瑳市		○			可燃大40円 可燃小20円 不燃40円 資源20円 資源シール20円
香取市		○			指定袋（大）51円／40L 指定袋（中）40円／30L 指定袋（小）28円／20L
山武市		○ 成東地域 可燃（大） 40円 可燃（小） 20円 缶類 30円 ビン類 30円 ペットボトル 20円 金属類 30円 ガラス類 30円 山武・松尾・蓮沼地域 可燃（大） 40円 可燃（小） 30円 資源 20円 不燃 20円 有害 20円			
いすみ市		○ 50円/45ℓ 30円/20ℓ			
酒々井町			○		

【質問15】 ゴミ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ゴミを除く生活系可燃ゴミ（収集ゴミ））
 ※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
栄町		○ 燃やすごみ大(45円) 〃 中(25円) 〃 小(15円) 資源物 大(20円) 中(15円) 小(10円) シール (20円) 燃やさないごみ、有害 ごみ 中(30円) 〃 小(15円)			
神崎町		○ 35円/枚			
多古町		○			大30L/40円 小15L/20円
東庄町		○			
大網白里町		○ 特大35円／45L 大25円／30L 小15円／20L			
九十九里町		○ 25円/30L 35円/45L			
芝山町		○ 可燃大40円 可燃小30円 不燃20円 資源20円 有害20円			
横芝光町		○			

【質問15】 ゴミ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ゴミを除く生活系可燃ゴミ（収集ゴミ））
 ※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
一宮町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
睦沢町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
長生村		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
白子町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
長柄町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
長南町		○ 35円/20L 50円/30L 65円/40L			
大多喜町		○	○		
御宿町	○				

【質問15】 ゴミ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ゴミを除く生活系可燃ゴミ（収集ゴミ））

※該当する欄に○を記入してください。

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
鋸南町			○ 50円/45L(44.30円) 30円/20L(26.82円) (50円、30円は袋の原 価を含む販売価格、 44.30円、26.82円は上 乗せ料金		

【質問16】生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類
千葉市	有	従量制	一時多量ごみ (引越、大掃除、剪定)
銚子市	有	従量制	可燃、不燃、ビン、カン、ペットボ トル、新聞、雑誌、ダンボール、紙 類等、プラスチック類
市川市	有	従量制	燃やすごみ、燃やさないごみ、大型 ごみ、有害ごみ
船橋市	無		
館山市	有	従量制	①燃せるごみ（一般廃棄物） ②燃せるごみ（事業系一般廃棄物） ③燃せないごみ ④産業廃棄物（木くず、紙くず）
木更津市	有	従量制	可燃、不燃、粗大
松戸市	有	従量制	燃えるごみ、その他プラスチック、 リサイクルするプラスチック、資源 ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、 有害ごみ
野田市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
成田市	下総・大栄地区 のみ有	従量制	可燃ごみ、ビン・カン、不燃ごみ
佐倉市	有	従量制	処理困難物を除く全てのもの
東金市	有	従量制	可燃ごみ 金属類 カン、ビン ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類
旭市	有	従量制	全種類 (但し、資源ごみのうち紙類及び布類 は除く)
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみのすべて
柏市	有	従量制	可燃ごみ 不燃ごみ 資源品
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ
市原市	無		
流山市	有	従量制	可燃・不燃・紙・金属・ガラス・ ペットボトル・プラスチック・その 他資源・その他
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③有害ごみ
我孫子市	有	従量制	可燃・不燃・粗大・資源
鴨川市	有	従量制	可燃ごみ
鎌ヶ谷市	無		

【質問16】生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類
君津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、せん定木（たい肥化）
富津市	有	重量制	可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、その他資源ごみ
浦安市	有	従量制	一般廃棄物
四街道市	無		
袖ヶ浦市	無		
八街市	無		
印西市	無		
白井市	無		
富里市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、金属、ガラスびん、ペットボトル、資源ごみ
南房総市	有	従量制	可燃ごみ 紙類 金属 ガラス ペットボトル プラスチック その他の資源ごみ
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
香取市	有	従量制	生活系直接搬入【可燃】ごみ全般 生活系直接搬入【不燃】ごみ全般
山武市	有	従量制	成東地域 可燃、カン、ビン、ガラス類、ペットボトル、金属類、蛍光灯類 山武・松尾・蓮沼地域 原則粗大ごみのみ
いすみ市	有	従量制	可燃、不燃（金属類、ガラス類）、資源（カン、ビン、ペットボトル）
酒々井町	有	従量制	全種
栄町	無		
神崎町	有	従量制	可燃・不燃
多古町	有	従量制	可燃・不燃・資源
東庄町	有	従量制	可燃物・不燃物
大網白里町	有	従量制	可燃ごみ、金属類、缶類、ビン・ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル・蛍光灯類
芝山町	有	従量制	全種
横芝光町	有	従量制	原則として粗大ごみのみ
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン・鉄類、ビン・ガラス類、樹脂類
鋸南町	有	従量制	可燃ゴミ、古紙、布類、空き缶、空きビン（ガラス類）、ペットボトル、不燃ごみ援助

料金
20円／kg（消費税別）
50円／10kg
189円／10kg（消費税相当額を含む）
①50円／10kg （30kg未満は無料） 110kg以上は150円／10kg ②150円／10kg ③50kg未満は無料 50kgは1570円 （以後50kg毎に520円）
130円/20kg
全て16.8円/kg （20kg以下一律336円）
10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料。
320円/20kg
1回の搬入量が100kgを超えると有料。 可燃ごみ10kgにつき100円 不燃ごみ10kgにつき200円
350円/10kg
全て 100円／10kg
資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
170円/10kg
10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円 10kgごとに40円
157.5円／10kg（税込み）
① 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金 8.5円／10ℓ 12円／20ℓ 18円／30ℓ 24円／40ℓ ②③ 指定袋に入れて搬入する為、指定袋と同じ料金 12円／20ℓ
10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
50円/10kg（100kgを超えた部分から120円/10kg）

料金
可燃ごみ、不燃ごみ10kgごとに180円。 せん定木50kgまでは10kgごとに80円、50kgを超えると10kgごとに170円
7円/kg
210円/10kg
100kg超過分1kgにつき5.25円
・20kgまで無料 ・20kgを超えた場合 10kgから100kgまで、 10kgにつき50円 100kgを超えた場合、 10kgにつき150円
100kg毎400円
100kgを超える 10kgにつき100円
100kgを超える 10kgにつき200円
100円／10kg
3円/kg
350円／10kg
100kg超過分 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg
100kg毎400円
可燃（100kgまで無料、 100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、 100kgを超えた場合200円/10kg）
全種類 100円／10kg
100円/10kg
10kgあたり100円
横芝地域10kgごと100円 光 地域100kgごと400円
320円／20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
3円／kg
3円/kg
20kg以下無料 （20kg以上、10kg～100kg まで） 50円/10kg （100kg以上）150円/10kg 以上

【質問17】生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分	
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別
千葉市	有	従量制	370円～1,500円	有	従量制
銚子市	有 (申し込み制)	従量制	500円／15kg	有	従量制
市川市	有	従量制	品目・重量により 500円～2,500円	有	従量制
船橋市	有	従量制	品目ごとに、350円、 700円、1,050円、 1,400円の4段階	有	従量制
館山市	無			有	従量制
木更津市	有	従量制	1点につき800円	有	従量制
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量制
野田市	有	従量制	1点につき 520円 ただし、スプリングマットレスは3,120円	有	従量制
茂原市	無			有	従量制
成田市	無			下総・大栄地区のみ有	従量制
佐倉市	有	従量制	330円 500円 840円 1,170円 1,510円 1,840円	有	従量制
東金市	有	従量制	15kg未満 150円 15kg以上25kg未満 300円 25kg以上35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制
旭市	無			有	従量
習志野市	有	定額制	310円～1,550円	有	従量制
柏市	有	定額制	1点1,050円	有	従量制
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制
市原市	有	定額制	940円/1点	有	定額

【質問17】生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分	
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別
流山市	有	定額制	1,050円／1点	有	従量制
八千代市	有	従量制	1点につき 300円もしくは600円	有	従量制
我孫子市	有	定額制	700円／1点	有	従量制
鴨川市	有	定額制	500円／1点	有	従量制
鎌ヶ谷市	有	定額制	840円	有	定額制
君津市	有	定額制	1点当たり840円	有	定額制
富津市	有	定額制	1点あたり 800円	有	重量制
浦安市	有	従量制	400円 800円 1,200円 1,600円 2,000円	有	従量制
四街道市	有	定額制	基本料金（800円）＋ 品目別による料金	有	従量制
袖ヶ浦市				無	
八街市	有	定額制	520円/1点	無	
印西市	無			無	
白井市	有	従量制	350円 700円 1050円 1400円 1750円	有	従量制
富里市	有	定額制	1回につき500kgまで 3,150円	有	従量制
南房総市	有	定額制	1点 550円	有	従量制
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円 従量料金400円 (100kg毎)	有	従量制
香取市	無			有	従量制
山武市	有	成東地域 従量制 山武・松尾・蓮 沼地域 定額制	成東地域 150円、300円、 450円、600円 山武・松尾・蓮沼地 域 200円	有	従量制
いすみ市	有	従量制	15円/kg	有	従量制
酒々井町	有	定額制	処理券：500円 処理袋：250円	有	従量制

【質問17】生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分	
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別
栄町	有	従量制	小サイズ 0.05m ³ 未満 100円 中サイズ 0.05m ³ 以上 0.25m ³ 未満 300円 大サイズ 0.25m ³ 以上 0.75m ³ 未満 500円 特大サイズ 0.75m ³ 以上 700円	無	
神崎町	無			無	
多古町	有	従量制	基本料金2,000円＋ 100kg毎400円	有	従量制
東庄町	有	定額制	2品目まで2,120円、1 品目増すごとに530円 加算	有	従量制
大網白里町	有	従量制	15kg未満：150円 15kg以上～25kg未 満：300円 25kg以上～35kg未 満：450円 35kg以上：600円	有	従量制
九十九里町	有	従量制	150. 300. 450. 600円	有	従量制
芝山町	有	定額制	1品200円	有	従量制
横芝光町	有	両方 (従量制) (定額制)	横芝地域 定額制 1品ごと200円 光地域 持込車両がない家 庭のみ対象で定額＋ 従量の複合性 基本料金2,000円 100kgごとに400円	有	従量制
一宮町	無			有	従量制
睦沢町	無			有	従量制
長生村	無			有	従量制
白子町	無			有	従量制
長柄町	無			有	従量制
長南町	無			有	従量制
大多喜町	無			有	従量制
御宿町	有	従量制	90円/kg	有	従量制
鋸南町	有	定額制	1点 550円	有	従量制

料金
20円/kg（消費税別）
50円／10kg
189円／10kg（消費税相当額を含む）
15kgまで150円。 15kgを超える部分 150円/10kg。（別途5%相当額加算）
①事業系一般廃棄物 150円／10kg ②燃せないごみ 50kg未満は無料 50kgは1570円 （以後50kg毎に520円）
130円/20lg
全て16.8円/kg (20kg以下一律336円)
10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料。 スプリングマットレスは10kgごとに450円＋消費税。
320円/20kg
1回の搬入量が100kgを超えると有料。 可燃ごみ10kgにつき100円 不燃ごみ10kgにつき200円
350円/10kg
100円／10kg
100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円
170円/10kg
10kgまでごとに189円
10kgごとに60円 （※ただし、可燃性の粗大ごみに限る）
420円/1点

料金
157.5円／10kg (税込み)
1点につき 150円もしくは300円
10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
70円／10kg (1点につき500円を上限)
420円
1点当たり420円
7円/kg
210円/10kg
10kgまでごとに100円
150円 300円 450円 600円 750円
100kg超過分1kgにつき5.25円
・20kgまで無料 ・20kgを超えた場合 10kgから100kgまで、10kgにつき50円 100kgを超えた場合、10kgにつき150円
100kg毎400円
【可燃粗大】 100kgを超える10kgにつき100円 【不燃粗大】 100kgを超える10kgにつき200円
100円／10kg
5円/kg
350円／10kg

料金
100kg毎400円
可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
100円／10kg
100円/10kg
10kg100円
横芝地域 従量制 10kgごと100円 光地域 従量制 100kgごと400円
320円／20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
320円/20kg
3円／kg
90円/kg
20kg以下無料 （20kg以上、10kg～100kgまで） 50円/10kg （100kg以上）150円/10kg以上

【質問18】事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	16円/kg（消費税別） 又は3,200円/m ³ （〃） を上限	上限金額の範囲内で許可業者が設定	有	従量制	20円/kg（消費税別）または 4,000円/m ³ （〃）
銚子市	無				有	従量制	150円／10kg
市川市	有	排出事業者と許可業者との契約によるが、多くは定額制を採用している。	排出事業者と許可業者との契約による。	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、排出事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。そのため、委託による場合の収集料金は排出事業者と許可業者の契約によって設定されている。	有	従量制	189円／10kg（消費税相当額を含む）
船橋市	有			船橋市で収集は行っていない。許可業者が収集しているので、それぞれの業者が料金設定をしている。（許可業者の処分料金は右記の直接搬入の「処分料金」と同じ）	有	従量制	20円/kg（別途5%相当額加算）
館山市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	処理料金は条例に定めてある金額、収集運搬料金については許可業者が設定する。	有	従量制	150円／10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	180円/20kg 併せ産廃500円/20kg
松戸市	※松戸市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。						
野田市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg未満の場合は無料。 併せ産廃の手数料は、10kgごとに220円＋消費税。
茂原市	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
成田市	有		排出事業者と許可業者との契約による。		有	従量制	下総・大栄地区を除く地区：1kgにつき21円 下総・大栄地区：10kgにつき200円
佐倉市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するかまたは許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。	有	従量制	350円/10kg
東金市	無				有	従量制	150円／10kg
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、あるいは許可業者へ委託し運搬している。そのため収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量	資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
習志野市				許可業者が収集	有	従量制	170円/10kg
柏市				許可業者が料金設定	有	従量制	10kgまでごとに189円
勝浦市	無			事業系ごみの収集は行っていない。	有	従量制	10kgごとに60円
市原市			排出事業者と許可業者の契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者自らが運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	147円/10kg
流山市				収集運搬費用については、許可業者が設定	有	従量制	157.5円/10kg

【質問18】 事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
八千代市	※ 市は事業系ごみの収集を行っていません。許可業者による収集のみ。				有	従量制	21円/kg（税別）
我孫子市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	10kgまで252円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき252円
鴨川市	有		排出事業者と許可事業者との契約による		有	従量制	120円／10kg
鎌ヶ谷市	有		排出事業者と許可業者との契約による。		有	従量制	①事業系一般廃棄物 189円/kg ②産業廃棄物（木くず・紙くず・その他管理者が認めたもの）231円/kg
君津市	無（収集なし、許可業者による収集）				有	従量制	透明袋で出させる。 10kg当たりの処理手数料は90円
富津市	有			処理料金は事業系搬入料金15円/kg、運搬料については許可業者が設定している。	有	従量制	12円/kg
浦安市	有	従量制	燃やせるごみ・燃やせないごみ＝450 280円、22.50 140円 資源物（びん・缶・ペットボトル）＝450 140円、22.50 70円 紙類＝70円		有	従量制	210円/10kg
四街道市	無				有	従量制	10kgごとに200円
袖ヶ浦市	無			収集運搬許可業者との契約による	有	従量制	80円/10kg
八街市	有			料金は許可業者が設定	有	従量制	25円/kg
印西市	有			許可業者による料金設定	有	従量制	250円／10kg
白井市	無				有	従量制	250円／10kg
富里市	有	従量制	21円/kg	収集運搬が許可業者の場合は、処理代金は市が設定（21円/kg）し、収集運搬費用は許可業者が設定する。	有	従量制	21円/kg
南房総市	有		排出事業者と許可業者との契約による。	事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬又は許可業者に委託している。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	10kgにつき150円
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による。		有	従量制	100kg毎1,500円
香取市	無			収集なし	有	従量制	【可燃粗大 直搬】 10kgにつき200円 【不燃粗大 直搬】 10kgにつき200円
山武市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	150円／10kg
いすみ市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	6円/kg
酒々井町	無				有	従量制	350円／10kg
栄町	有	従量制	排出業者と許可業者との契約による	印西クリーンセンターにて25円/kgを徴収していることから、許可業者が独自に運搬賃を見込みの料金設定を行っている。	有	従量制	印西クリーンセンターにて25円/kgを徴収している
神崎町	有			排出事業者と許可業者との契約による	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ 100円/10kg
多古町	無			許可及び直接搬入のみ	有	従量制	10kg毎150円
東庄町	有			許可業者が料金を設定している	有	従量制	200円/10kg
大網白里町	有			許可業者毎に料金設定	有	従量制	150円／10kg
九十九里町	有	従量制	許可業者による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出事業者と収集許可業者との契約による。		有	従量制	10kg150円

【質問18】 事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
横芝光町	有	許可業者により異なる	許可業者により異なる		有	従量制	10kgあたり 150円
一宮町	無			許可業者との契約による	有	従量制	320円／20kg
睦沢町	無			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
長生村	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
白子町	有			許可業者との契約による。	有	従量制	320円/20kg
長柄町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
長南町	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
大多喜町	有				有	従量制	6円／kg
御宿町	有	定額制	1,000円/月額		有	従量制	6円/kg
鋸南町	無				有	従量制	150円/10kg

【質問19】生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定について
 ※すでに有料化している場合は「－」を入力してください。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	有	未定
銚子市	－	
市川市	無	
船橋市	無	
館山市	－	
木更津市	－	
松戸市	有	未定
野田市	－	
茂原市	－	
成田市	無	
佐倉市	有	未定
東金市	－	
旭市	－	
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	－	
市原市	無	
流山市	有	未定
八千代市	－	
我孫子市	無	
鴨川市	－	
鎌ヶ谷市	無	
君津市	－	
富津市	－	
浦安市	無	
四街道市	無	
袖ヶ浦市	－	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	－	
匝瑳市	－	
香取市	－	
山武市	－	
いすみ市	－	
酒々井町	無	
栄町	－	
神崎町	－	
多古町	－	
東庄町	－	
大網白里町	－	
九十九里町	－	
芝山町	－	
横芝光町	－	
一宮町	－	
睦沢町	－	
長生村	－	
白子町	－	
長柄町	－	
長南町	－	
大多喜町	－	
御宿町	－	
鋸南町	無	

【質問20】事業系ごみ対策について

市町村名	(1) 多量排出事業者対策					⑦対象事業所数	(2) 小規模事業者対策					(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容			⑥対象事業所の基準		①実施の有無	対策の内容						
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導				⑤その他	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動			④個別指導
千葉市	有	○	○	○	・事業系一般廃棄物管理票の提出を義務付けている。 ・敷地内に事業系一般廃棄物、及び再利用の対象となる事業系廃棄物の保管場所をそれぞれ設置することを義務付けている。 ・大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（店舗面積合計が1,000㎡を超える小売店舗） ・延床面積の合計が3,000㎡以上の建築物（ただし、廃棄物の排出量が少量で、市長が指定するものを除く）	460	有			○	○	・事業所ごみの不適正排出が多い家庭ごみSTを監視し、違反者に対して指導を行う。 ・食品営業者を対象とした講習会において事業所ごみの減量と適正処理について説明を行う。 ・清掃工場にて搬入物を検査し、排出ルールについて指導を行う。	有	・廃棄物講演会において、廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組んでいる事業者を優良業者として表彰。 ・生ごみの減量・再資源化を目的として、小学校及び老人ホームに生ごみ処理機を設置し、堆肥を花壇等に利用。
銚子市	無						無						無	
市川市	有	○	○	○	①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗 ②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等	80	有				○	○	無	・適正処理実施事業所に適正処理済シールを配布しシールを店頭に表示してもらうことで事業所のイメージアップを図ってもらう。 ・クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを指導している。 ・収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。
船橋市	有	○	○	○	(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2) 次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000㎡以上の建築物とする。 ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ 店舗又は事務所 ウ 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む） エ ホテル又は旅館 オ その他市長が必要があると認めるもの	114	有				○	○	有	多量排出事業者への立入検査
館山市	有			○			有				○		無	
木更津市	有		○				無						無	

【質問20】事業系ごみ対策について

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導			⑤その他
松戸市	有	○	○			一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500㎡を超える小売店舗、および事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を3,000㎡以上占有している事業者	324	有		○	○			無	
野田市	有	○	○			大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000㎡以上の建築物	189	無						無	
茂原市	無							無						無	
成田市	有	○	○			延べ床面積500㎡以上	454	有			○	○		無	
佐倉市	有		○			のべ床面積3000㎡以上の事業所	69	無						無	
東金市	無							有			○			有 （但し生活系ごみ混合）	
旭市	無							無						無	
習志野市	有	○	○	○		事業の用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）が1日平均50kg以上排出される建築物	66	有			○	○		有	
柏市	有		○	○		3000㎡かつ従業員100人以上	156	無						無	
勝浦市	無							無						無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業所	51	有			○		食品衛生協会の講習会で啓発	有	
流山市	有		○			・大規模小売店舗の用に供する建築物を有する事業者 ・事業の用に供する部分の延べ床面積が1,500㎡以上の建築物を有する事業者	39	有			○			無	
八千代市	有	○	○			有	37	無						無	パンフレットでの啓発
我孫子市	有		○	○		なし	把握していない	有		○	○	○		無	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度 ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。
鴨川市	有			○				無						無	
鎌ヶ谷市	有	○	○				21	無						無	
君津市	有	○	○					有			○			無	広報啓発活動

【質問20】 事業系ごみ対策について

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など		
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容								
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導			⑤その他	
富津市	有		○			小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（居住の用に供する部分を除く。）の合計が、1,000㎡以上のもの 前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3,000㎡以上のもの		無						無		
浦安市	有	○	○	○	○	建築延べ面積3,000㎡以上かつ1日のごみ排出量が100kg以上 ※公共施設については1日のごみ排出量が30kg以上（他の事業所への指導的立場から）	62	有				○	○		無	年に一度、説明会を開催し、事業所の取り組みや情報交換などの場を設けている。また、現地調査の際に、ごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○				有					○		無	
袖ヶ浦市	有	○	○			(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000㎡以上のもの (2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000㎡以上のもの	7	無							無	
八街市	無							無							無	
印西市	有	○	○			延べ床面積が3000㎡以上	50	無							無	
白井市	有	○	○			延べ床面積3000㎡以上の事業所 店舗面積1000㎡以上の小売店	97	無					○		無	紙類については市で回収し資源化を推進しております
富里市	無							無							無	
南房総市	無							無							無	
匝瑳市	無							無							無	
香取市	有	○	○			3,000㎡以上	34	無							無	
山武市	無							無							無	
いすみ市	無							無							無	
酒々井町	無							無							無	
栄町	有	○	○			建築物の延べ面積の合計が500㎡以上（事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10kg未満の事業用建築物を除く）	14	無							無	役場庁舎内の事業系一般廃棄物について、担当課と調整を図り、紙類のリサイクルを推進し、徹底した減量を図っている。
神崎町	無							有				○	○		無	
多古町	無							無							無	

【質問20】 事業系ごみ対策について

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容						
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			⑥対象事業所の基準	②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	⑧広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④個別指導		
東庄町	有			○		基準は設定していない		無					無	多量排出事業者がいた場合、減量化に協力してもらうよう、個別指導する。
大網白里町	無							無					無	特になし
九十九里町	無							有			○		有	
芝山町	無							無					無	
横芝光町	無							無					無	
一宮町	無							無					無	
睦沢町	無							無					無	
長生村	無							無					無	
白子町	無							無					無	
長柄町	無							無					無	
長南町	無							無					無	
大多喜町	無							無					無	
御宿町	有			○		ごみを常時（日）10kg以上排出する事業所		無					無	
鋸南町	無							無					無	

【質問21】 再生利用指定制度の活用状況について

市町村名	規則第2条第2号関係		規則第2条の
	指定の有無	指定業者数	指定の有無
千葉市	無		無
銚子市	無		無
市川市	無		無
船橋市	無		無
館山市	無		無
木更津市	無		無
松戸市	有	7	無
野田市	無		無
茂原市	無		無
成田市	有	1	有
佐倉市	無		有
東金市	無		無
旭市	無		無
習志野市	無		無
柏市	無		無
勝浦市	無		無
市原市	無		無
流山市	無		無
八千代市	無		無
我孫子市	無		無
鴨川市	無		無
鎌ヶ谷市	無		無
君津市	無		有
富津市	無		無
浦安市	無		無
四街道市	無		無
袖ヶ浦市	無		無
八街市	無		有
印西市	無		無
白井市	有	2	有
富里市	無		無
南房総市	無		無
匝瑳市	無		無
香取市	無		無
山武市	無		無
いすみ市	無		無
酒々井町	無		無
栄町	無		無
神崎町	無		無
多古町	無		無
東庄町	無		無
大網白里町	無		無
九十九里町	無		無
芝山町	無		無
横芝光町	無		無
一宮町	無		無
睦沢町	無		無
長生村	無		無
白子町	無		無
長柄町	無		無
長南町	無		無
大多喜町	無		無
御宿町	無		無
鋸南町	無		無

【質問21】 再生利用指定制度の活用状況について

市町村名	規則第2条第2号関係		規則第2条の
	指定業者	指定物の種類	指定業者
成田市	①東部産業（株）	①剪定枝、間伐材	①東部産業（株）
君津市			①（有）佐久間総業
八街市			①（株）造伸
			②東関リサイクル（株）
白井市	①（株）フジコー	①食品残渣・木くず等	①（株）佐久間
	②都市環境サービス（株）	②ビン・カン・ペット ボトル	

3 第 2 号関係
指定物の種類
①剪定枝、間伐材
①せん定木、刈り草等
①雑草、雑木
②剪定枝
①プラスチック製容器 包装類・紙類等

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
千葉市	原動機付自転車	14台	直接運搬	472.5円（/台）	6,615円	
	ベッドマット	97枚	直接運搬	2,100円（/枚）	203,700円	
	金庫	230kg	直接運搬	105円（/kg）	24,150円	
	タイヤ	8,770kg		22円（/kg）	193,378円	
	消火器	303本		710円（/本）	215,130円	
	塗装料	70本程度（斗缶）		4,800円（/本）	336,000円	
	廃ポンペ	0本		0円（/本）	0円	
	廃電化製品	0kg		0円（/kg）	0円	
	廃プラスチック	630kg		52.5円（/kg）	33,075円	
銚子市	ビデオテープ	29,290	処分単価に含まれる	30	878,700	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
	可燃性粗大ごみ （ふとん、カーペット等）	189,600	同上	30	5,688,000	単価契約 30,000円／t（消費税抜き）
	タイヤ （不法投棄分）	3,970	同上	24	95,280	単価契約 24円／kg（消費税抜き） ※3,970kg分
	タイヤ （不法投棄分）	1,270	同上	35	44,450	単価契約 35円／kg（消費税抜き） ※1,270kg分 単価変更後
市川市	廃タイヤ	600本				
	廃消火器	200本				
船橋市	廃タイヤ	3,350	処分単価に含まれる	25	87,937	不法投棄分 （単価は消費税抜き）
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市	テレビ	350台	57,750円/トラック1台	1,890円/台	661,500	処分単価は1台あたり単価で委託しているため重量ではわからない。運搬単価は10 tトラック1台あたり
	冷蔵庫・冷凍庫	100台		2,625円/台	262,500	処分単価は1台あたり単価で委託しているため重量ではわからない。運搬単価は10 tトラック1台あたり
	洗濯機	80台		1,050円/台	84,000	処分単価は1台あたり単価で委託しているため重量ではわからない。運搬単価は10 tトラック1台あたり
	エアコン	15台		1,680円/台	25,200	処分単価は1台あたり単価で委託しているため重量ではわからない。運搬単価は10 tトラック1台あたり
	タイヤ	1,300本	処分単価に含む	525円/本	682,500	処分単価は1本あたり単価で委託しているため重量ではわからない。処分費に運搬費含む。
	消火器等				900,000	上記以外の処理困難物。単価は困難物により異なるため予算額のみ記載。
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市	乾電池	14			1,087,102	
旭市						

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 （kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
習志野市						

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
柏市						
勝浦市	廃プラスチック	8,090		68	607,425	
市原市	消火器	1,560	処分費に含まれる	129	201,600	
	タイヤ	31,500	処分費に含まれる	22	705,600	
	ガスボンベ類	250	直接運搬	294	73,500	
	バッテリー	1,270	0	0	0	無償にて回収
流山市						
八千代市	廃蛍光管	16,680		97	1,698,858	
	廃乾電池	52,500		62	3,417,750	
	リサイクル家電品	2,620			455,100	テレビ, エアコン, 冷蔵・冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機, パソコン
	廃タイヤ	690		25	18,112	
我孫子市	タイヤ	1,000	—	普通346.5円／本 中型682.5円／本	69,761円	運搬費は処分費に含む
鴨川市	廃乾電池及び廃蛍 光管	15,340	98		149,795	
鎌ヶ谷市						
君津市	農薬	不明				ホームセンターなどで販売している家庭用除草剤等の残液が入ったもの
	大型動物の死骸	不明				道路上等で発生した大型動物（野生のイノシシ、シカ等）の死骸
富津市	ホイル付タイヤ	600	直接運搬	40	24,000	
	ホイル無タイヤ	2,680	直接運搬	30	80,400	
浦安市	廃タイヤ	2,730	33,915	24	132,326	
	コンプレッサー	2,310	33,915	28	99,403	
四街道市	タイヤ	3,330		26	87,412	処分単価には、運搬単価を含む
袖ヶ浦市	消火器	6,000				
	タイヤ			26,250	157,500	本来収集していないが、不法投棄や集積所の長期間の放置により止む無く搬入したもの
	その他					
	使用済乾電池	22,000		105,000	2,324,490	月1回の収集により搬入された乾電池の処理
八街市	タイヤ	1,750	処分単価に含む	26	45,937	
	不法投棄家電	7,500	処分単価に含む	210	1,575,000	
	電池	20,760	41,900	69	2,444,268	運搬単価は、ステーション回収(電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集)分のみ、拠点回収分は職員が回収
	蛍光管(破碎)	5,780	41,900	102	1,594,293	運搬単価は、ステーション回収(電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集)分のみ、拠点回収分は職員が回収
	蛍光管(未破碎)	1,200	41,900	105	1,131,600	運搬単価は、ステーション回収(電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集)分のみ、拠点回収分は職員が回収
印西市						

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
白井市	マットレス					5枚 運搬費及び処分費の計 24, 876円
	タイヤ					117本 運搬費及び処分費の計 116, 962円
	鉄混合等					240kg 運搬費及び処分費の計 19, 656円
	消火器					12本 運搬費及び処分費の計 28, 598円
	バッテリー					11個 運搬費及び処分費の計 14, 472円
	バンパー					20本 運搬費及び処分費の計 20, 517円
	キャタピラ					100kg 運搬費及び処分費の計 15, 225円
富里市						
南房総市	タイヤ	6		31, 500	182, 385	収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
	消火器					収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
	バッテリー					収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
	乾電池	8		52, 500	401, 100	収集及び自己搬入では受付をしない。不法投棄等によりセンターに搬入されたものである。
匝瑳市						
香取市	家電4品目	2, 000	47, 000/ 4 t 車 64, 000/ 1 0 t 車	説明事項のとおり	293, 055	運搬単価は依頼する車両の大きさにより異なる。 冷蔵庫：2500円/台、洗濯機：1, 000円/台、エアコン：1, 600円/台、テレビ：1, 800円/台
	タイヤ	1, 000			143, 220	処分単価はタイヤの大きさにより異なる。 普通乗用自動車用ホイル付共2 0 0 円/本 四輪駆動車用ホイル付共2 5 0 円/本 小型トラック用ホイル無5 0 0 円/本 ホイル付8 0 0 円/本 大型トラック用ホイル無1, 0 0 0 円/本 ホイル付2, 0 0 0 円/本
山武市						
いすみ市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
大網白里町	廃乾電池処理業務	14, 850		99, 750円／ t	1, 481, 287円	
九十九里町						
芝山町	タイヤ類	50本	750		37, 500	
	プロパンガスの ボンベ					
	塗料缶 (中缶含む)					
	農薬容器					
	消火器	8本	1, 000		8, 000	

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計 （運搬費及び処分費 の計）	
横芝光町	農薬カン・ビン					
	ガスボンベ					
	自動車用部品					
	オイル					
	バッテリー					
	タイヤ					
	灰					
	瓦					
	消火器					
	塗料缶					
	注射針					
	建築廃材					
一宮町	タイヤ	10,000			131,250	運搬処理業務委託として26,250円/ t（年間委託見込量10t）
	バッテリー	5,000			26,250	〃 5,250円/ t（年間委託見込量5t）
睦沢町	タイヤ	5,000			131,250	運搬処理業務委託として、26,250円/ t（年間委託見込量 5 t）
	バッテリー	5,000			26,250	運搬処理業務委託として、 5,250円/ t（年間委託見込量 5 t）
長生村	タイヤ	5,000			131,250	運搬処理業務委託として、26,250円/ t（年間委託見込量 5 t）
	バッテリー	5,000			26,250	運搬処理業務委託として、 5,250円/ t（年間委託見込量 5 t）
白子町	タイヤ	5,000			131,250	運搬処理業務委託として、26,250円/ t（年間委託見込量 5 t） 長生郡市広域市町村圏組合構成市町村の全体値
	バッテリー	5,000			26,250	運搬処理業務委託として、 5,250円/ t（年間委託見込量 5 t） 長生郡市広域市町村圏組合構成市町村の全体値
長柄町	タイヤ	5,000			131,250	運搬処理業務委託として26,500円/ t（年間委託見込 5 t）
	バッテリー	5,000			26,250	運搬処理業務委託として 5,250円/ t（年間委託見込 5 t）
長南町	タイヤ	5,000			131,000	運搬処理業務委託として、26,250円(年間委託見込量5t)
	バッテリー	5,000			26,250	運搬処理業務委託として、5,250円(年間委託見込量5t)
大多喜町	廃タイヤ		直接運搬	315円/1本	55,260	当町は山間部が多く不法投棄が絶えない
	消火器					有効期限が切れて集積所に持込される
	廃家電4品目		直接運搬		101,000	集積所に放置されたままや不法投棄が目立つ
御宿町						
鋸南町						

【質問22】 一般廃棄物処理困難物について

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量（kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬1回）	処分単価（円/1kg）	委託料金の1年度計（運搬費及び処分費の計）	

処理困難物に関する現状や課題など

市川市

市の処理施設で処理ができない廃棄物は原則として市では受け入れていないため、可能な限り、引取先として販売店・取扱店等を紹介している。しかし、ごみ集積所や道路等に不法投棄されたものについては、市で収集せざるを得ないため、それらの適正な処理先の確保や処理費用の負担に苦慮している。（上記の他、家電4品目、バッテリー、コンクリートブロックなど）
近年、個人がホームセンター等で資機材・部品等を購入することが容易になり自らリフォームや修理・交換を行うことが増加していると考えられ、従前は事業所から排出され産業廃棄物として処理されていたものが家庭からも排出されるため、処理方法等について市民からの問合せ等が多く寄せられるが、これらの廃棄物の中には市の処理施設で処理が困難なものも多く、対応が難しいのが現状である。

佐倉市

処理困難物の受け入れは行っていないため、問い合わせがあった時は適正処理の方法を教えたり、引き取ってくれる民間業者等を紹介している。

市原市

処理困難物は、市の施設への受け入れをしておらず、不法投棄物のみ止むを得ず受入れている状況である。このため、搬入量には年度によるばらつきがあり、委託料の適正な確保に課題がある。

八千代市

小石・砂利・砂・土、レンガ、ブロック、ボーリングの球、ゴム製チェーン、オイルヒーター、マッサージチェア、オルガン、エレクトーン、金庫（耐火）、農薬等
処理が出来ない為、受け入れを断っている現状です。

我孫子市

【現状】
・一般家庭から排出される処理困難物は受入していないので上記は不法投棄で回収されたもの。他にがれき類、バッテリー、畳、消火器などの処理困難物が存在する。
【課題】
・土や庭石などを処理できる業者が探せない。土は廃棄物ではないとの解釈があるが一般市民にすれば店頭で販売しているものであるし、不要になれば処分に困るものである。国や県は、一般家庭から排出されるものは一般廃棄物として市町村が受け入れるべきとの見解だが、生産されている製品全てにおいて、廃棄物になったときの適正な処理について知識を得たうえで受け入れるべきとするなら非現実的である。また、処理困難物は一般家庭から頻繁に排出されるものではないため、一部の住民のために受け入れすることは不公平感がある。かといって特別手数料を設定し受け入れるのも事務量の増大につながり新たな処分場の確保も容易ではない。
・処理困難物の定義を明確にし拡大生産者責任の考え方を導入し、生産者が処分するシステムを早急に確立するよう国や業界に働きかけるべき。

白井市

処分工程が複雑である。

千葉市

銚子市
市川市
船橋市
館山市
木更津市
松戸市
野田市
茂原市
成田市
佐倉市
東金市
旭市
習志野市
柏市
勝浦市
市原市
流山市
八千代市

我孫子市

鴨川市
鎌ヶ谷市
君津市
富津市
浦安市
四街道市
袖ヶ浦市
八街市
印西市
白井市
富里市
南房総市
匝瑳市
香取市
山武市
いすみ市
酒々井町
栄町
神崎町
多古町
東庄町
大網白里町
九十九里町
芝山町
横芝光町
一宮町
睦沢町
長生村
白子町
長柄町
長南町
大多喜町
御宿町
鋸南町